

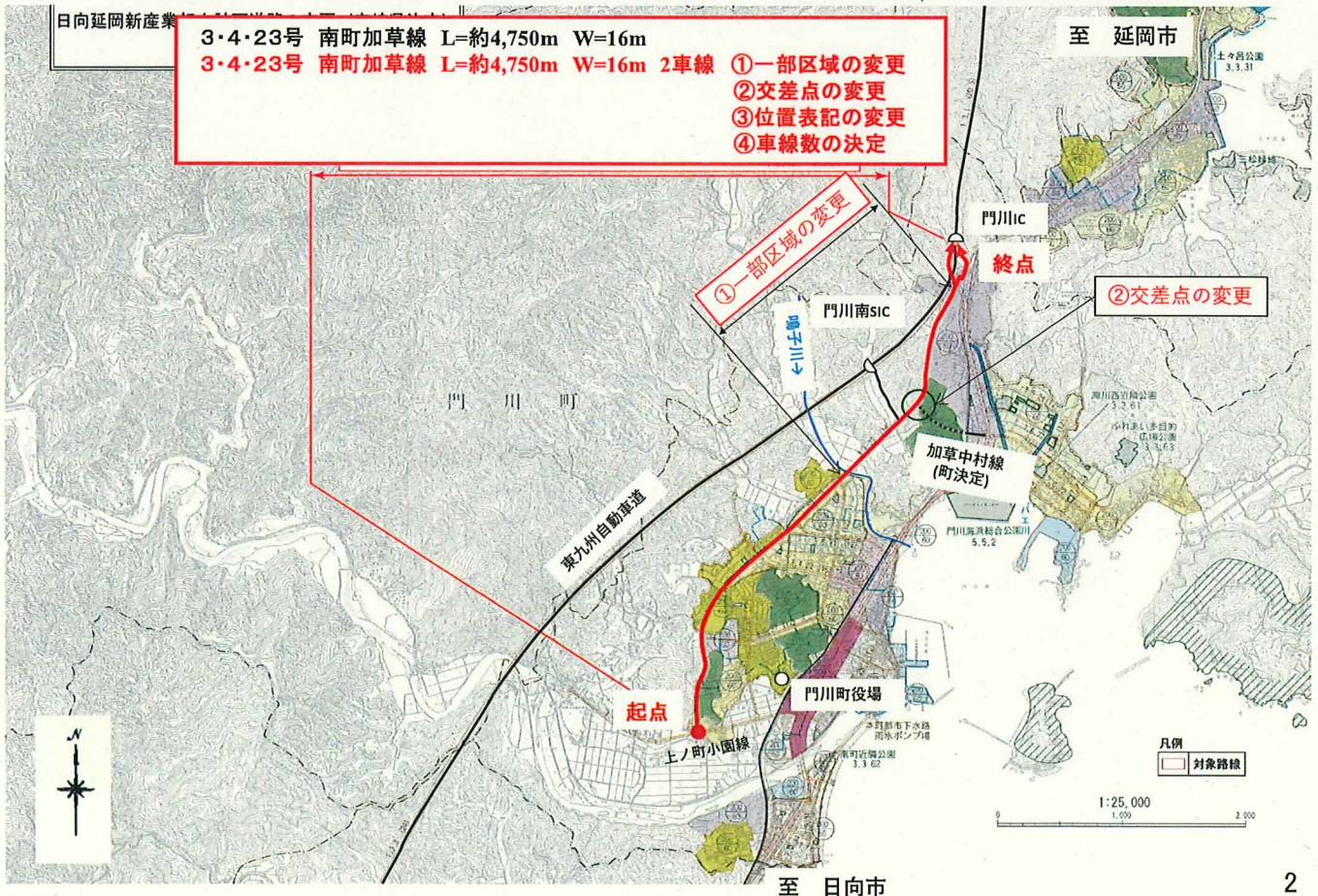
議案第2号

日向延岡新産業 都市計画道路の変更

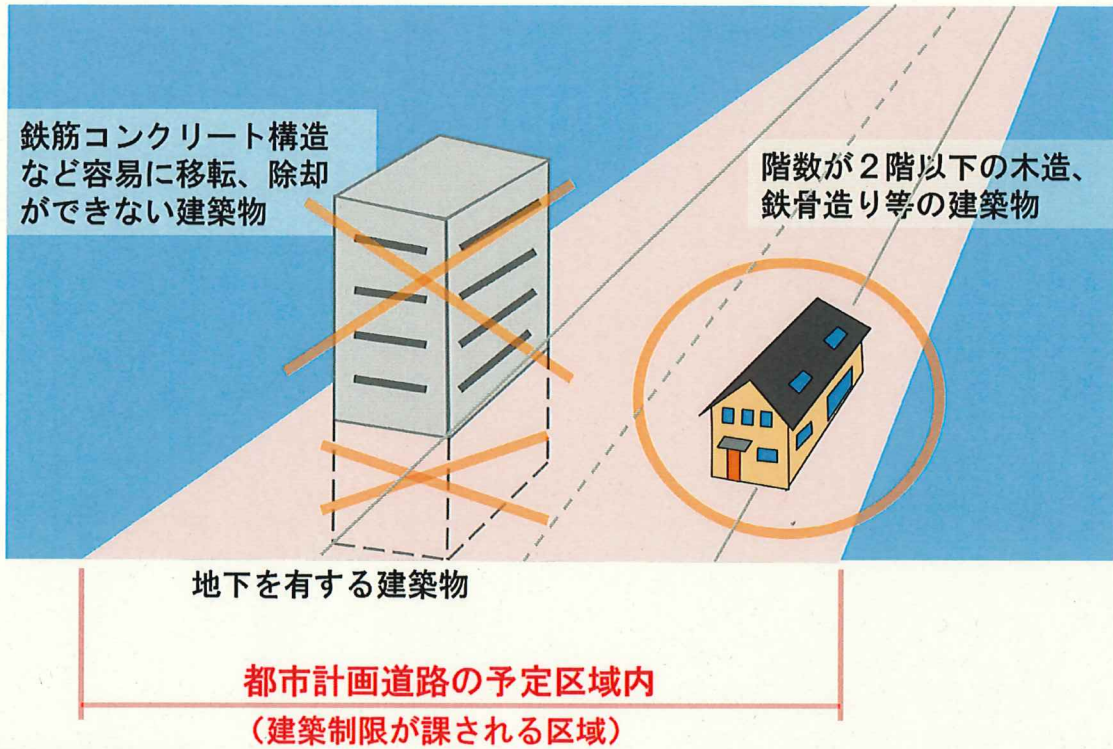
3・4・23号 南町加草線

(議案書 P. 10 ~ P. 12)

■ 日向延岡新産業都市計画道路 南町加草線の概要



■ 都市計画決定後の建築制限について（都市計画法第53条）

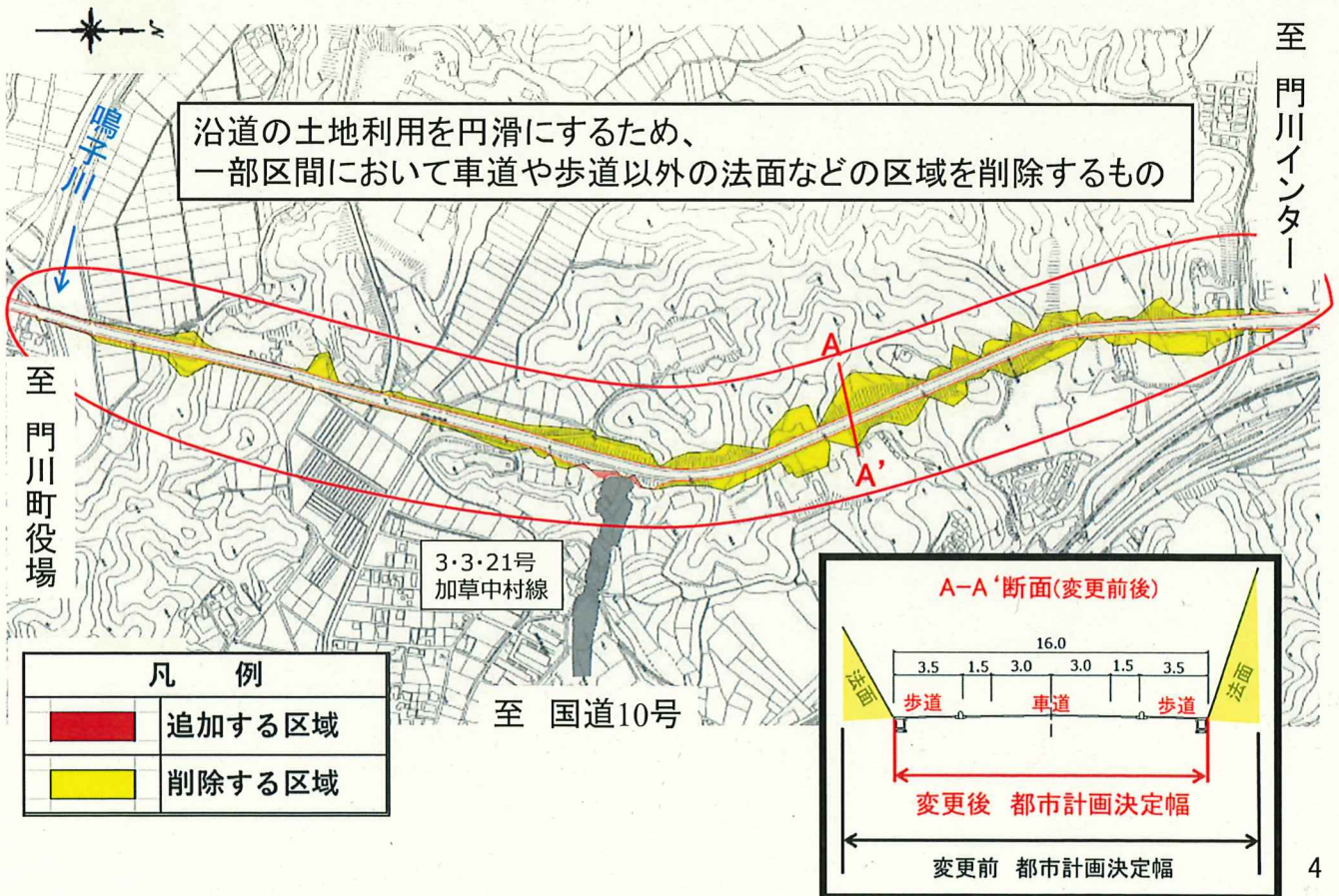


都市計画法第53条

都市施設の計画決定による建築制限は、将来の事業の円滑な施行を確保することを目的としているが、法律上は、**道路完成後も制限は残る**、と解釈される。

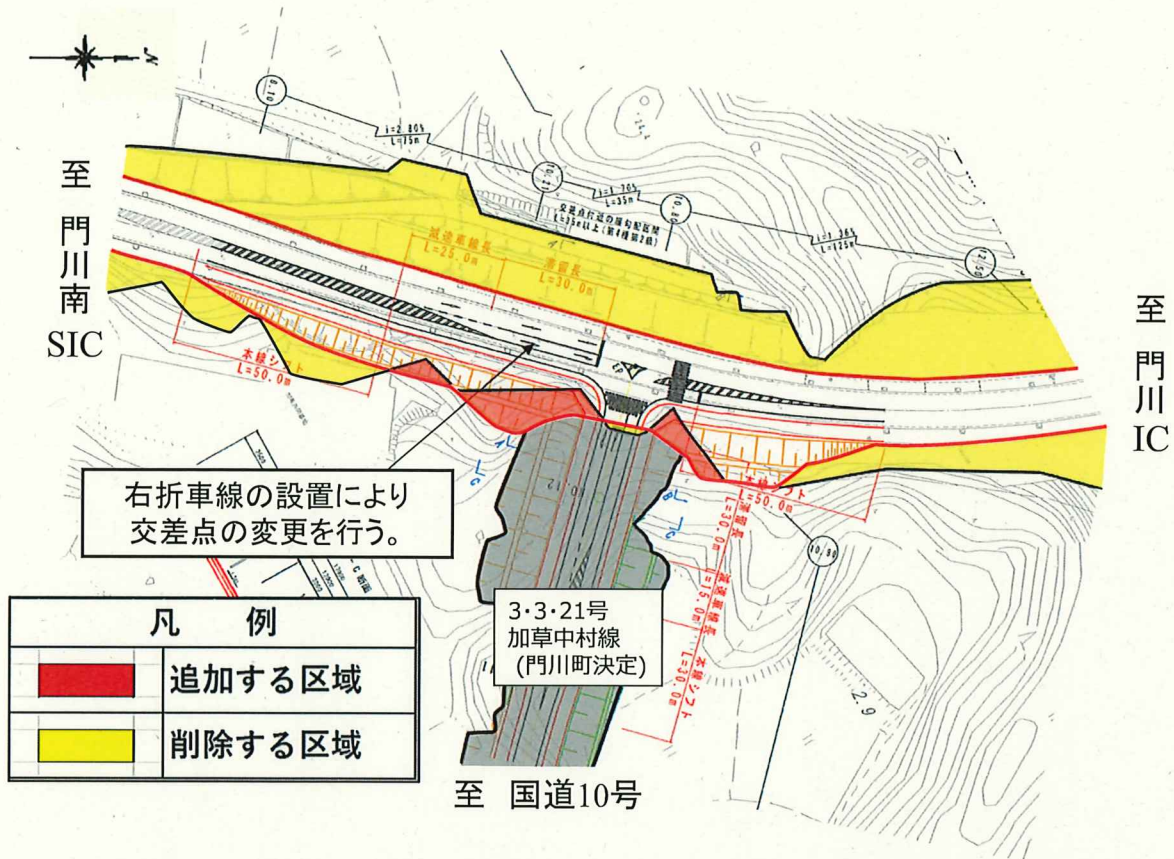
3

■ 変更① 一部区域の変更について



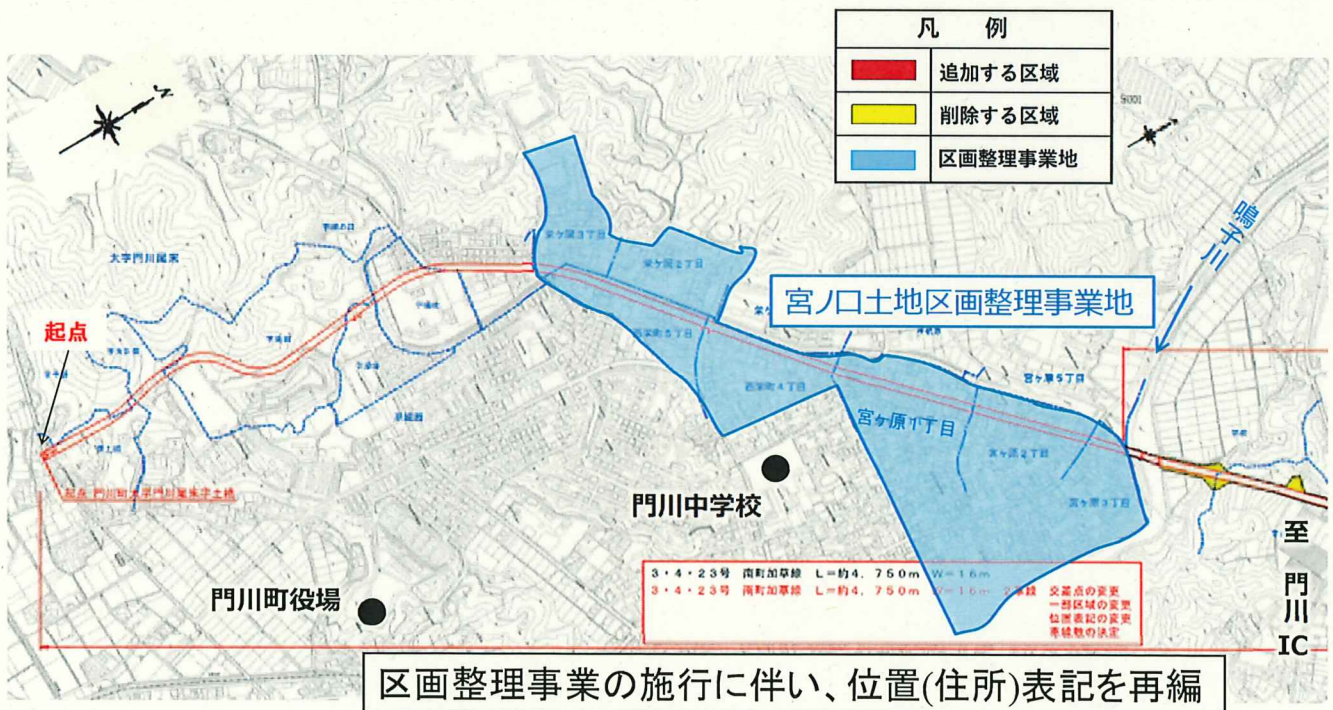
4

■変更② 交差点の変更について



5

■変更③ 位置表記の変更について



主な経過地	変更前	門川町大字門川尾末字宮ノ口
	変更後	門川町宮ヶ原1丁目

6

■変更④ 車線数の決定について

都市計画法(抜粋)

(都市施設)

第十一条

(第1項省略)

- 2 都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとともに、面積その他政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。
(以下、省略)

都市計画法施行令(抜粋)

(都市施設について都市計画に定める事項)

第六条 法第十一条第二項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 道路 種別及び車線の数(車線のない道路である場合を除く。)その他の構造
(以下省略)

都市計画道路について、都市計画に定める事項として、都市計画法施行令(以下「政令」という。)に「車線の数」が規定されたのは、平成10年の政令改正から。

経過措置として、改正された政令の施行日(平成10年11月20日)以後に都市計画決定又は変更される都市計画で適用するとされている。

平成10年の政令改正以後、今回初めて、本路線の都市計画を変更することから、政令に基づき車線数を2車線と定める